

平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

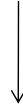
事業名	保護費負担金	担当部局庁	社会・援護局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和6年度～	担当課室	保護課	古川夏樹			
会計区分	一般会計	施策名	VII-1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	生活保護法(昭和25年法律第144号) 第75条第1項第1号	関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限度の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行う。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	2,058,508	2,200,633	2,567,603	2,792,408	2,931,339
		補正予算	194,002	221,051	125,756		
		繰越し等	5,760				
	計	2,258,270	2,421,684	2,693,359	2,792,408	2,931,339	
	執行額	2,251,205	2,421,684	2,693,359			
執行率(%)	99.7%	100.0%	100.0%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	生活保護費負担金については、生活に困窮する者に対し最低限度の生活を保障するための費用であり、被保護人員数などについて目標等を設定することは適切でないため、定量的な成果目標を設けることは困難である。	成果実績					
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	被保護人員数 <平成24年2月(速報値)> 2,097,401人	活動実績 (当初見込み)		1,763,572人	1,952,063人	2,067,252人 (速報値)	-
単位当たりコスト	最低生活費の例 134,520円/月(基準)	算出根拠	・高齢者単身世帯(1級地-1) 生活扶助 80,820円 住宅扶助(上限) 53,700円 合計 134,520円				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	保護費負担金	2,792,408	2,931,339				
	計	2,792,408	2,931,339				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	生活保護制度は、最後のセーフティーネットとして、真に支援が必要な人に最低限度の生活を保障するものであるため、国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	生活保護制度は、最後のセーフティーネットとして、真に支援が必要な人に最低限度の生活を保障するものであり、国が行うことが適当な事業である。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	生活保護の基準については、一般国民の消費動向を踏まえて改定を行っており、当該水準は妥当である。
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	真に支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護法の目的に基づき支出しており、当該費目の使途は妥当である。
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	生活保護受給者数については毎年増加している。このため、支援を必要とする人に確実に保護を行うという基本的な考え方は維持しつつ、就労による自立の促進、医療扶助の適正化や不正受給対策の強化等、給付の適正化への取組を行っているところである。
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>(今後の検討予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護制度については、昨年11月に実施された提言型政策仕分けの評価結果等で指摘のあった医療扶助の適正化を含め、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)に盛り込まれた「生活支援戦略」の策定の中で、地方自治体とともに具体的に検討し、取り組むこととされている。 「生活支援戦略」の策定については、厚生労働省の社会保障審議会に「生活困窮者対策の生活支援の在り方に関する特別部会」を設置し、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策について、一体的に具体的な制度設計の議論を行っている。6月4日に同戦略の骨格を国家戦略会議に報告したところであり、その後、中間とりまとめを国家戦略会議に報告するとともに、今年秋目途に「生活支援戦略」を策定する予定である。 		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>本経費は憲法や生活保護法に基づき、国が困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行うための給付費であり、引き続き必要な予算規模を維持すべき。なお、生活保護基準の検証・見直しについては、今後の予算編成過程の中で検討を行うこと。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護制度の見直しについては、「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」で検討しており、今年秋を目途に策定される「生活支援戦略」を踏まえて、25年度の予算案に反映させていく。 また、生活保護基準については、「社会保障審議会生活保護基準部会」において、全国調査のデータ等に基づき専門的かつ客観的に検証しており、検証結果を踏まえ、平成25年度予算に反映させていく。 		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p>【平成21年11月 行政刷新会議事業仕分け(第1弾)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療扶助の不正請求対策 (見直し) レセプト点検を外部委託し不正請求等の点検を強化 住宅扶助の不正請求対策 (見直し) (無料低額宿泊所の)規制等について検討 就労能力がある者の支援対策 (見直し) 就労支援事業を実施する福祉事務所数の増加 <p>【平成23年11月 提言型政策仕分け】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「最低生活の保障」と「自立の助長」を両立させるための支給額はどうあるべきか。 <ul style="list-style-type: none"> 生活保護基準(支給額)については、自立の助長の観点も踏まえ、基礎年金や最低賃金とのバランスを考慮し、就労インセンティブを削がない水準とすべき。 生活保護医療の適正化策はどうあるべきか。 <ul style="list-style-type: none"> 真に医療が必要な者への医療水準は維持しつつ、後発医薬品の利用促進等を含むあらゆる方法を通じて適正化に取り組むべき。 貧困ビジネスへの対応はどうすべきか。 <ul style="list-style-type: none"> 住居・食事等を一体的に提供する事業については、新たに届出制の対象として、立入検査や行政処分の対象とすべき。 			
平成22年行政事業レビュー	420	平成23年行政事業レビュー	379

厚生労働省2,421,684百万円

※ 平成22年度実績

〔 生活保護制度に関する基本的な政策の企画、立案及び推進 〕



【補助】

A 都道府県・市及び福祉事務所を
設置する町村(886) 2,421,684百万円

〔 保護の決定及び実施 〕

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
扶助費	被保護者に対する扶助の給付	215,456			
計		215,456	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪市	被保護者に対する扶助の給付	215,456		
2	札幌市	被保護者に対する扶助の給付	86,135		
3	横浜市	被保護者に対する扶助の給付	84,618		
4	神戸市	被保護者に対する扶助の給付	57,769		
5	名古屋市	被保護者に対する扶助の給付	55,189		
6	京都市	被保護者に対する扶助の給付	54,781		
7	福岡市	被保護者に対する扶助の給付	52,644		
8	川崎市	被保護者に対する扶助の給付	40,443		
9	北九州市	被保護者に対する扶助の給付	31,501		
10	足立区	被保護者に対する扶助の給付	31,377		